

日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所
第二種廃棄物埋設事業（トレンチ処分）許可申請に関する審査に
ついて

平成27年8月19日
原子力規制庁

1. 申請の概要

(略)

2. 第二種廃棄物埋設に係る新規制基準の適合性確認

(略)

3. 審査の方針

- ・ 審査については、第二種廃棄物埋設事業（トレンチ処分）対象廃棄物の特徴を踏まえ、原則として原子力規制庁が申請者へのヒアリングや現地調査により行うこととし、それらの議事概要及び資料は原則公開とすることとする。なお、審査状況等を踏まえ、必要に応じて審査の進め方を見直すことがある。
- ・ また、原子力規制庁は、本申請に係る審査結果を取りまとめた段階で、審査の内容について原子力規制委員会に諮ることとしたい。

以上